

「学校いじめ防止基本方針」

市川三郷町立大塚小学校

- I いじめ問題に関する基本的な考え方
- II いじめ対策の組織
- III 未然防止
- IV 早期発見
- V 早期対応
- VI 重大事態への対応
- VII いじめ防止指導計画の作成

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる。どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題への取り組みでは、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体で未然防止と早期発見に取り組み、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

とりわけ、未然防止の「いじめを生まない土壌づくり」のため、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成に日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法及び国・山梨県・市川三郷町のいじめ防止等の基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないうところで被害が発生していることもあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【「いじめ防止基本方針」「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」】

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むこと、また、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは被害者・加害者という二者択一の認識のみでなく、同一人物が被害者にも加害者にもなり得る場合がある。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめ対策の組織

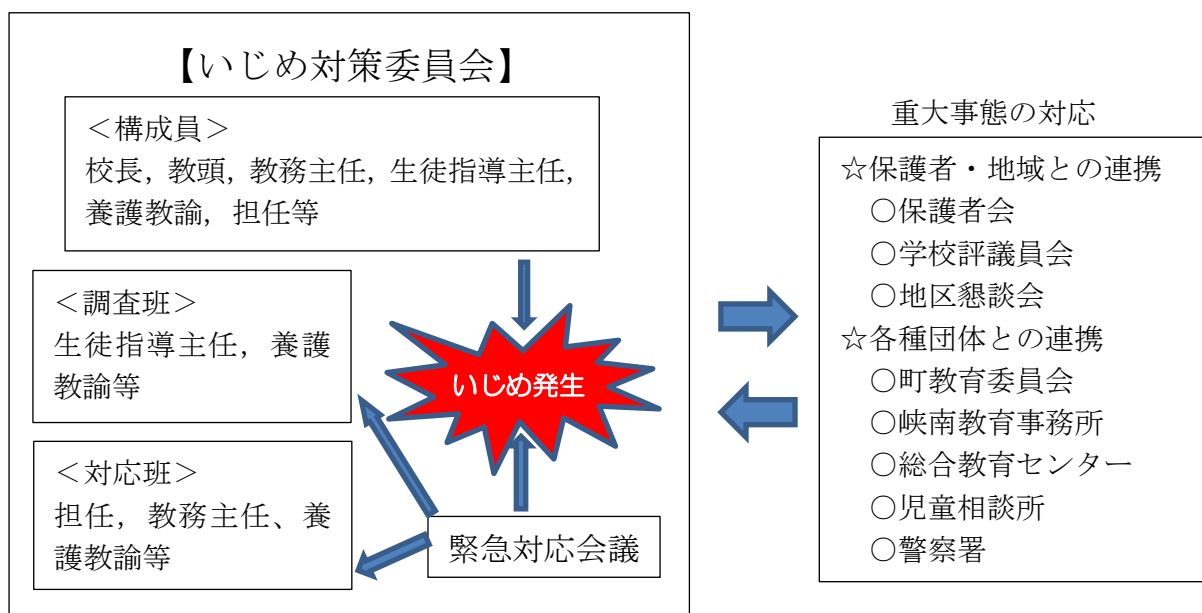
いじめへの対応では、「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。

いじめを生まない土壌づくりなど未然防止の取り組みや早期発見・早期対応の組織的な取り組みを推進するため、「いじめ対策委員会」を設置し、この委員会を中心に、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているか、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開する。

1 「いじめ対策委員会」の構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，（担任等必要に応じて）

2 「いじめ対策委員会」の組織



※ 定例の「いじめ対策委員会」は、原則として学期に1回程度開催する。

※ いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※ いじめ対応の基本

【さ】・・・最悪を想定して	<×さっさと>
【し】・・・慎重に	<×自分だけで>
【す】・・・素早く	<×素通りして>
【せ】・・・誠意を持って	<×専門家に任せきり>
【そ】・・・組織的に	<×素知らぬふりで>

Ⅲ 未然防止

いじめ問題で一番重要な指導が、未然防止の取り組みである。そのためには、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくり・集団づくりに取り組む。これを土台として、「いじめを生まない土壌づくり」を、年間を見通して計画・実施する。

1 校内の指導体制

(1) 学校全体での取り組み

○いじめを許さない意識づくり・環境づくり

- ・たとえ軽微ないじめであっても、絶対に容認しないという姿勢を日頃から学級や学年、児童会・全校集会などで児童に訴えていく。
- ・明らかな「冷やかしからい」「悪口」などに対して、教師が毅然とした態度で、適宜に適切な注意と指導を行う。

○相談できる環境づくり

- ・二者懇談や三者懇談の実施、定期的なアンケートの実施と担任との相談を設定する。また、児童自身から気楽に様々な悩みを相談できる環境をつくる。

○学校開放日の設定

- ・保護者や地域住民、関係諸機関に学校の様子を参観していただく授業参観日などの学校開放日を積極的に設ける。

○支援体制づくり

- ・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭等で構成する「いじめ対策委員会」を機能させるなど、児童の日常の相談やいじめ問題への対処を学校全体で共有し対応する支援体制を充実させる。

○気になることは報告・連絡・相談・確認・記録

- ・教職員は毎日の生活の中で、児童の様子で気になることがあったら、即時に学級担任、養護教諭、生徒指導主任、教務主任、教頭等へ、また必要に応じて保護者にその日のうちに必ず報告・連絡すると同時に、相談・確認・記録をこまめに行う。時には、心の相談員や教育事務所のスクールカウンセラーなどへの要請訪問につなげることも、未然防止の一助となる。

○指導力の向上

- ・校内研修では、本基本方針を活用した研修、スキルや指導方法を身につける研修、スクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。
- ・若年層教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう配慮する。

○児童主体の活動の推進

- ・児童がいじめの問題を自分たちのこととして考え、いじめ防止の取り組みに主体的に参加するため、生徒指導主任と児童会担当が連携して児童会の活動に取り入れていく。(児童総会での確認、いじめ防止スローガン作成・掲示、呼びかけなど) あわせて、人権やいじめの法律上の扱いを学ぶ機会を設け意識を高める。

(2) 授業担当者としての取り組み

○授業前後の児童の観察・報告・連絡・確認

- ・授業担当者は授業前後の教室や廊下の状況、児童が集まりやすい場所に目を配る。児童の行動を観察し、気になることはすぐに関係職員に報告・連絡・確認する。

○一人ひとりが存在感のある授業づくり

- ・児童が活躍できる場を設定し、みんなで認め合える雰囲気をつくる。
- ・間違った答えや意見を大切にする。また、冷やかしのあざけ笑うような言葉や態度があれば、その場で毅然と指導する。
- ・教師の言動や態度が児童の心に大きく影響することを常に意識し、児童が傷ついたり、いじめに繋がったりすることがないように十分注意する。
- ・児童の学習状況に目を配り、学習の面においても家庭との連携を意識していく。

(3) 学年や学級での取り組み～好ましい人間関係を築く～

○笑顔あふれる明るい雰囲気づくり

- ・教師自身が明るく前向きに生活し、互いにあいさつが出来、笑顔のある明るい雰囲気をつくる。

○認め合い

- ・より良い人間関係を築くため、教職員・児童が互いを認め合う態度で接する。
- ・さまざまな生育歴や個人個人の特性を持つ支援の必要な児童に対して、学校が適切な配慮をすると共に、保護者との連携と周囲の児童に対する必要に指導を行う。

○リーダーの育成

- ・学級長や副学級長に学級のリーダーとしての自覚をしっかりと持たせるとともに、学級内の人間関係に気を配らせる。

○道徳教育や特別活動、情報教育の充実

- ・特に、年度始めにいじめに関するテーマを学級で取り上げ、思いやりの心を育む道徳教育の充実と、互いに支え合える集団づくりに努める。また、児童に対し、情報モラル教育を充実し、ネットいじめの予防に努める。

2 家庭との連携

○便りの活用

- ・保護者から協力を得るためにも、日々の学校の取り組みや児童の様子を学校便りや学級便りなどで知らせる。

○生活ノート等の活用

- ・「連絡帳」や「自主学習ノート」を通して、家庭とのやりとりを密接に行う。

○相互理解

- ・児童に変わった兆候があれば、すぐに保護者に連絡し、相互理解を図る。

○誠意ある対応

- ・保護者からの相談や意見・要望には謙虚に耳を傾け、「学校に相談して良かった」と感じてもらえるような誠意ある対応を積み重ねる。

3 関係機関との連携

○窓口の確認 連絡窓口になる職員は教頭（生徒指導主任）とする。

○日頃からの情報交換を大切に、学校から積極的に連携・協力を求める。

Ⅳ 早期発見

いじめは、早期の発見が早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努め、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

いじめが、教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを十分に認識し、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 いじめに気づく力を高める

(1) 子どもたちの立場に立つ

- ・一人ひとりを人格ある人間として向き合い、児童の人権を尊重した教育活動を行わなければならない。そのために教師自身が人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止め、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切である。

(2) 子どもたちを共感的に理解する

- ・集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高める。子どもたちを受け入れ共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめが見えにくいのは

(1) いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

- ① 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。

《時間と場所》

- ② 遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、行事等に向けての活動の練習のふりをして行われている形態等がある。

《カモフラージュ》

(2) いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はだめな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、等といった心理が働く。

(3) ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめは匿名性が高く、1つの行為が被害児童にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に深刻な影響を及ぼす可能性がある。学校では状況が見えないことが多いことから、保護者への呼びかけを行い、不適切なインターネット使用の兆候がある、いじめが疑われる等の場合、即座に学校に連絡するよう依頼する。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

No.	分 類	抵触する可能性のある刑罰法規
1	冷やかしからかい、悪口や脅し文句、イヤなことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
2	仲間はずれ、集団による無視	刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
3	軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
4	ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
5	金品をたかられる	恐喝
6	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
8	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

4 早期発見のための手だて

- (1) 日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～

「いるべき時、いるべき場所に、いるべき教師がいる」ことを目指し、子どもたちとともに過ごす時間を意識して増やす。いじめ早期発見のためのチェックリスト（県教委版「いじめ・不登校対応必携（教職員用指導書）」）を活用する。

- (2) 観察の視点 ～個と集団の係わりを見る～

担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係の把握に努め、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

- (3) 生活ノート ～コメントのやり取りから生まれる信頼関係～

「連絡帳」や「自主学习ノート」、「日記」などを活用する。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

- (4) 教育相談（学校カウンセリング） ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

普段から児童への声かけを大事にし、子どもが気楽に相談できる環境をつくる。

- (5) いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

学期1回の調査を実施する。実態や必要に応じて適宜実施する。実施方法について、実情に応じて柔軟な対応や配慮することが必要である。

5 相談しやすい環境づくりを進めるために

子どもたちが教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「ちくった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う必要がある。対応如何によっては、教職員への不信感を生み、情報が入らなくなりいじめが潜在化する可能性も考えられる。

- (1) 本人からの訴えに

○心身の安全を保障する。日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という教職員の姿勢を伝える。一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、本人の心のケアを努めるとともに、具体的に心身の安全を保障する。

○事実関係や気持ちを傾聴する。「あなたを信じているよ。」という寄り添う姿勢で聞き取りをする。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

(2) 周りの子どもからの訴えに

○いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、はなしを聞く場所や時間の配慮をする。

○「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動をたたえ、訴えを真摯に受けとめる。情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴えには

○保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子についてこまめに連絡を取り合う。

○まず、訴えを丁寧に取り、真摯に対応することを伝える。保護者の気持ちに十分配慮する。事実関係の把握を丁寧に行い、対応や指導について報告する。

6 地域の協力を得るために

毎年実施している「地区懇談会」等を利用して、情報提供と収集を行う。

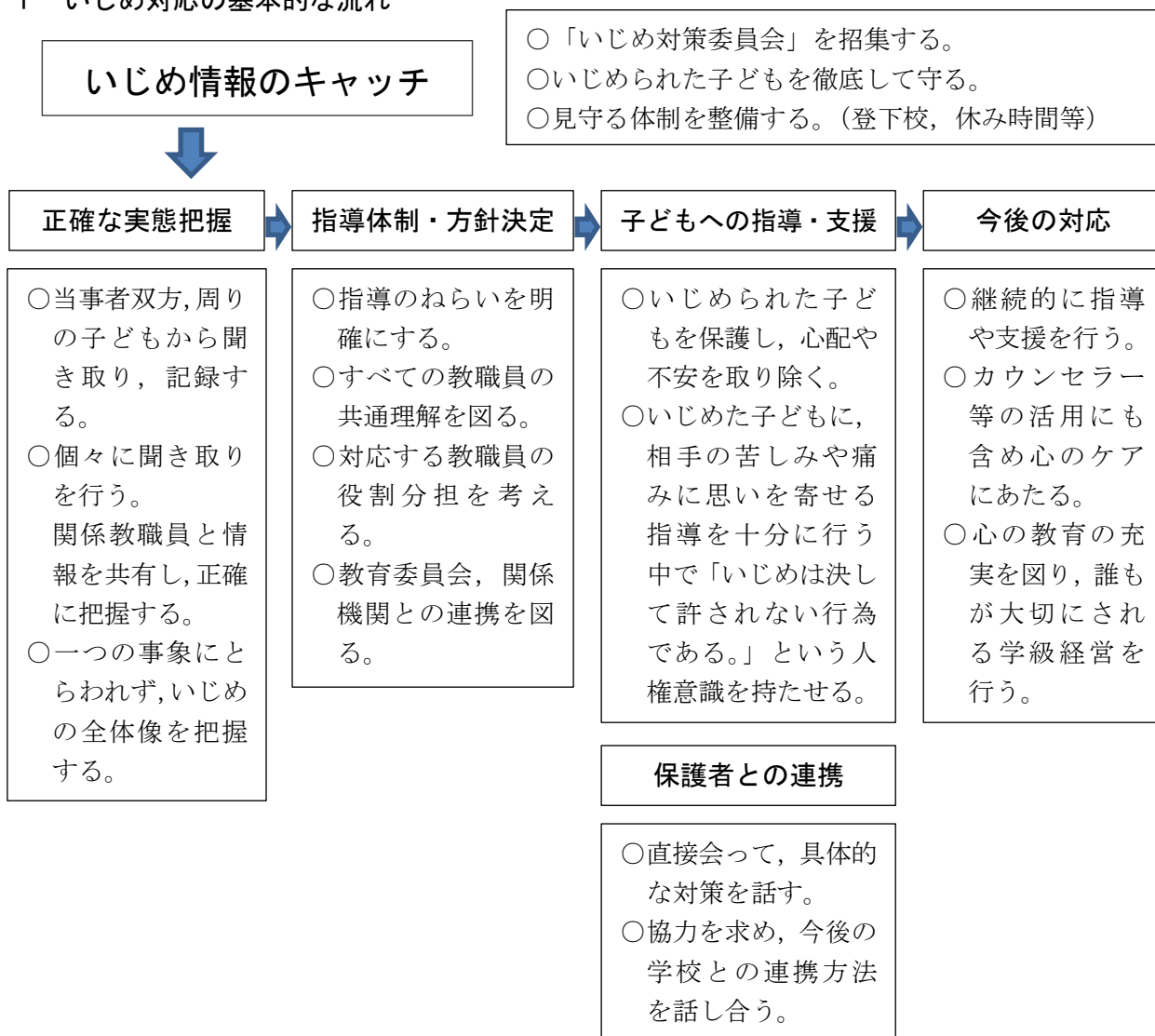
民生児童委員や登下校の見守り隊、学校評議員やスポーツ少年団等の、学校と子どもたちの教育に関わる地域団体とも情報交換に努め、気になる言動があればすぐに学校に連絡が入るような地域ネットワークづくりを行う。

日常的に、役場教育総務課やいきいき健康課との情報交換を密にして、問題があるときに関係機関と連携した機動的な対応ができるようにしておく。

V 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもたちの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けては学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、そのときに、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに学級担任、いじめ対策委員会担当職員に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

○相談に際し、他の子どもたちの目に触れないよう、場所や時間等に慎重な配慮を行う。

また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行う必要がある。

- 状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るために、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- いじめに事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめられている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

《把握すべき情報例》

◇誰が誰をいじめているのか…【加害者と被害者の確認】
◇何時、どこで起こったのか…【時間と場所の確認】
◇どんな内容のいじめか …【内容】
 どんな被害を受けたのか
◇いじめのきっかけは何か …【背景と要因】
◇いつ頃から …【期間】
 どのくらい続いているのか

要注意

子どもの個人情報はその取り扱いに十分注意すること

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた子どもに対して

☆子どもに対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

☆保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受けとめる。
- 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉

- ・ お子さんにも悪いところがあるようです
- ・ 家庭での甘やかしが問題です
- ・ クラスではいじめはありません
- ・ どこかに相談に行かれたらどうですか

(1) いじめた子どもに対して

☆子どもに対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、子どもの背景にも目を向けて指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを確認させる。

☆保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

平素の連携がないため、保護者から寄せられた言葉	・ いじめられる理由があるのだろう ・ 学校がきちんと指導していれば… ・ ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか
-------------------------	---

(3) 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは絶対許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることであると理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料を基にいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

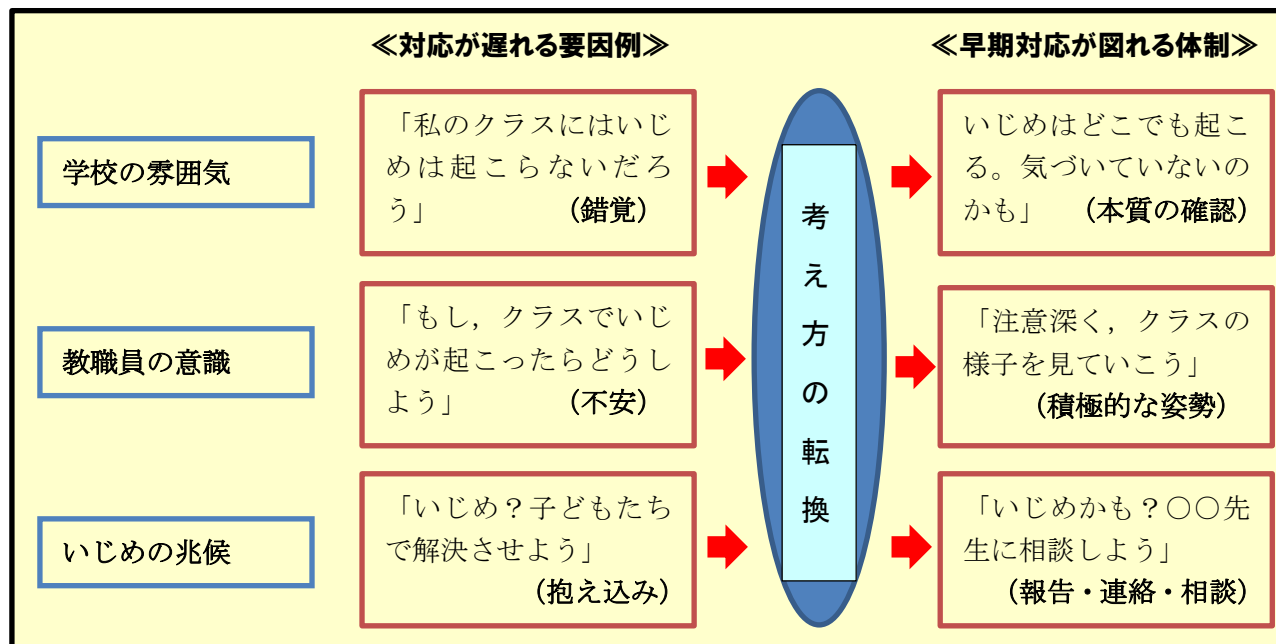
- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

※いじめが解消している状態とは。(少なくとも次の要件を満たすこと)

- ① 被害児童への心理的・物理的に影響を与える行為が相当の期間止んでいること。
(めやす 3ヶ月以上)
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

4 迅速に対応するために

迅速な対応が遅れる場合の一例である。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組む。



VI 重大事態への対応

- 1 教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- 2 いじめの対処については、教育委員会と連携し、スクールカウンセラー（三珠中）などの外部専門家の協力も仰ぎながら、原則として本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- 3 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（外部関係も含め）については、教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- 4 いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。（必ず複数の教員で、丁寧に対応する。）
- 5 児童及び保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- 6 いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。
- 7 マスコミ対応については、窓口を一本化する。（校長または教頭）
- 8 実施する取り組み
 - ① 対応行動の優先順位の決定 事実関係の聴取 緊急アンケートの実施
 - ② 当該保護者への連絡・連携 ・教育委員会・教育事務所への報告・連携
 - ③ 必要に応じて関係機関への連絡・連携（警察、福祉関係、医療関係等）
 - ④ 被害者・加害者等への指導・支援 観衆・傍観者（児童）等への指導・支援
 - ⑤ 地域（PTA）との連携 継続的な状況把握と支援 等

VII いじめ防止指導計画の作成

学校全体で組織的・計画的に取り組むため、年度始めに組織体制を整えると同時に、年度の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組んでいく。

計画を作成するにあたっては、教職員の研修，児童への指導，保護者や地域との連携などに留意し，総合的にいじめ対策を推進していく。

《年間指導計画》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	いじめ対策委員会 ・指針方針 ・指導計画等	PTA総会等による 保護者向け啓発	事案発生時，緊急対応会議の開催	〔職員人権研修〕		いじめ対策委員会 ・情報共有 ・2学期以降の計画
防止対策	学級づくり 人間関係づくり いじめ 実態把握		情報モラル教室			学級づくり 人間関係づくり
早期発見				いじめ アンケート	教育相談期間	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等			事案発生時，緊急対応会議の開催			いじめ対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討
防止対策				学級づくり 人間関係づくり	新入生実態把握 保育園との情報交換	卒業生にかかわる， 中学校との情報交換
早期発見		いじめ アンケート				いじめ アンケート
		教育相談期間				教育相談期間